

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養されている方は

特例郵便等投票による 不在者投票ができます



総務省
特例郵便等投票
ホームページ

特例郵便等投票による 不在者投票とは

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で一定の要件に該当する方が、郵便などで投票できる制度です。

なお、新型コロナウイルス感染症により指定病院などに入院されている方は、従来どおり当該指定病院などで投票することができますので、入院している病院にご相談ください。



対象者

投票できる人のうち「特例患者等」に該当する人で、投票用紙などの請求時において、外出自粛要請または隔離・停留の措置にかかる期間が、選挙当日までの期間にかかると見込まれる方。

※濃厚接触者は対象外

●特例患者等とは

- ①感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項または検疫法14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方
- ②検疫法第14条第1項第1号または第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に収容されている方

投票できる場所

自宅や宿泊療養施設など、ご自身が現在いる場所

投票できる期間

選挙の公示日または告示日の翌日から投票日前日までの期間

投票用紙請求方法

次のいずれかの方法で、「期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）」を取得し、有田川町選挙管理委員会あて郵送の上、投票用紙を請求してください。

- ①有田川町選挙管理委員会へ電話で申し出

- ②有田川町ホームページからダウンロード

※投票用紙の請求は、選挙の期日前日まで（必着）

罰則

特例郵便等投票の手続きにおいて、公正確保のため、他人の投票に対する干渉やなりすましなど、詐偽の方法による投票は公職選挙法上の罰則が設けられています。

問い合わせ

投票の手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

- 有田川町選挙管理委員会（総務課内）
☎ 22 - 3291